

令和4年6月定例会

# 環境農林水産常任委員会会議録

令和4年6月10日

場 所 第4委員会室



令和4年6月10日(金曜日)

午前10時26分開会

会議に付託された議案等

○議案第13号 令和4年宮崎県一般会計補正予算(第2号)

出席委員(7人)

委員	長	武田浩一
副委員	長	坂本康郎
委員		蓬原正三
委員		濱砂守
委員		山下博三
委員		右松隆央
委員		満行潤一

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境森林部

環境森林部長	河野譲二
環境森林部次長 (総括)	長倉佐知子
環境森林部次長 (技術担当)	橘木秀利
環境森林課長	田代暢明
森林経営課長	上野清文
森林管理推進室長	右田憲史郎
山村・木材振興課長	松井健太郎
みやざきスギ 活用推進室長	二見茂

農政水産部

農政水産部長	久保昌広
--------	------

農政水産部次長 (総括)	山下弘
農政水産部次長 (農政担当)	菓子野利浩
農政水産部次長 (水産担当)	鈴木信一
畜産新生推進局長	三浦博幸
農政企画課長	小林貴史
農業流通ブランド課長	松田義信
農業普及技術課長	川上求
農業担い手対策課長	馬場勝
農産園芸課長	海野俊彦
水産政策課長	大村英二
漁業管理課長	赤嶺そのみ
畜産振興課長	林田宏昭

事務局職員出席者

議事課主幹	藤村正
政策調査課主査	西尾明

○武田委員長 ただいまから環境農林水産常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付しております日程案のとおりで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時28分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について、環境森林部長の概要説明を求めます。

○河野環境森林部長 おはようございます。環境森林部でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

説明に入ります前に、まず、お礼を申し上げます。

去る6月7日に行われました第67回宮崎県乾しいたけ品評会表彰式におきまして、お忙しい中、武田委員長におかれましては御出席を頂きました。誠にありがとうございます。この場をお借りしまして、お礼を申し上げます。

それでは、お手元の常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧いただきたいと思ひます。

本日の説明事項は、予算議案といたしまして、議案第13号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」であります。

右側の1ページでございますが、1の令和4年度環境森林部歳出予算(課別)を御覧ください。

今回の補正予算については一般会計の補正のみで、補正額は表の中ほど、一般会計小計欄の網かけ部分であります。補正額B列にありますとおり、4億6,180万円の増額をお願いしております。

これは、国のコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に対応し、資材等の生産コスト増に直面している事業者の負担を軽減するとともに、エネルギー転換等の取組を支援するための事業の実施に必要な予算をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上です。

○武田委員長 次に、議案についての説明を求

めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○田代環境森林課長 お手元の令和4年度6月補正歳出予算説明資料(議案第13号)の27ページをお開きください。

当課の補正額は、左から2列目の補正額の欄にありますように、一般会計で2億1,200万円の増額をお願いしております。

29ページをお開きください。

(事項)地球温暖化防止対策費の説明欄の1、新規事業の県内事業者エネルギー転換緊急支援事業について、別冊の常任委員会資料で説明させていただきます。

常任委員会資料の2ページを御覧ください。

県内事業者エネルギー転換緊急支援事業であります。

3ページの上段の現状と課題を御覧ください。

燃料費の推移をグラフで示しておりますが、ガソリンや重油などの燃料費が高騰しており、県内事業者の経営環境は厳しい状況になっております。

2ページに戻っていただきまして、1、事業の目的・背景にございますとおり、県内事業者が事業活動で利用するエネルギー源を化石燃料から電気に移行する取組や再生可能エネルギーの導入等を支援し、燃料価格高騰の影響を受けにくい事業構造への転換を促進するものです。

2、事業の概要ですが、(1)予算額は2億1,200万円をお願いしております。

(2)財源は全額国庫で、(3)事業期間は令和4年度、(4)実施主体は県内事業者及び県です。

(5)事業内容ですが、①電気自動車等導入支援では、電気自動車や充電設備を導入する取

組を支援いたします。

②脱化石燃料支援では、重油等の化石燃料を使用するボイラー設備などをエコキュートなどの電化製品に更新する取組を支援いたします。

③再エネ&省エネ設備導入支援では、太陽光パネルなど再エネ設備の導入と、LED照明など省エネ設備への更新を併せて行う取組を支援いたします。

また、④県公用車EV導入事業により、県公用車の一部に、具体的にはコロナ対応に当たっている保健所などにEVをモデル的に導入し、また充電設備も設置します。

3、事業効果ですが、県内事業者の燃料費や光熱費が削減され、燃料価格高騰の影響を受けにくい事業構造への転換が図られるとともに、温室効果ガス排出量削減によるゼロカーボン社会の実現に寄与すると考えております。

なお、3ページになりますが、右上には、この事業がSDGs(持続可能な開発目標)の7、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」と、13、「気候変動に具体的な対策を」という2つの目標に資するものと考えて記載しております。

この後、御説明する2つの事業につきましても、それぞれ同様に、5ページと7ページの右上のところになりますが、該当するSDGsの目標を記載しております。

○松井山村・木材振興課長 令和4年度6月補正歳出予算説明資料(議案第13号)の31ページをお開きください。

当課の補正予算につきましては、左から2列目の補正額でございますとおり、一般会計で2億4,980万円の増額補正をお願いしております。

33ページをお開きください。

上から5行目の(事項)林業・木材産業構造

改革事業費の説明欄1、新規事業の省エネ型高性能林業機械導入支援事業及び次の(事項)しいたけ等特用林産物振興対策事業費の説明欄1、新規事業の特用林産物生産資材等緊急支援事業の事業内容につきましては、別冊の常任委員会資料にて御説明いたします。

常任委員会資料の4ページを御覧ください。

新規事業の省エネ型高性能林業機械導入支援事業でございます。

1の事業の目的・背景にありますように、現在、燃料価格の高騰が林業事業者の経営に影響を与えるとともに、必要な設備投資への意欲を減退させております。今後の燃料価格や木材需給の動向が不透明な中、省エネ型の高性能林業機械の導入を支援し、燃料費の削減と生産性向上を図ることで林業事業者の経営安定を図るものであります。

5ページの現状と課題を御覧ください。

素材生産業は経費に占める燃料費の割合が高いことから、燃料価格の高騰による影響が大きくなっております。また、国内への製材品等の輸入量が減少していることから、国産材の安定的な供給体制を構築していく必要があります。特に、素材生産に加え、再生林にも取り組むひなたのチカラ林業経営者の経営基盤の強化も必要となります。

そこで、事業内容及び効果にありますとおり、素材生産の効率化や供給体制の強化につながる燃費性能の優れた省エネ型高性能林業機械の導入を支援することで林業事業者の経営基盤が強化され、外部要因の影響を受けにくい足腰の強い林業経営体を形成するとともに、県産材の安定供給体制の構築につなげていきたいと考えております。

4ページに戻っていただきまして、2の事業

の概要でございますけれども、(1) 予算額は1億8,500万円、(2) 財源は全額国庫で、臨時交付金を活用しております。

(3) 事業期間は令和4年度の単年度でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

新規事業の特用林産物生産資材等緊急支援事業であります。

本事業は、1の事業の目的・背景にありますとおり、資材価格高騰により経営が厳しい状況にある特用林産物の生産事業者等に対し、高騰した原材料や梱包資材などの資材購入に要する経費を一部補助するものでございます。

対象品目は、原木シイタケから菌床シイタケ、木炭など特用林産物全般となります。

右の7ページの現状と課題を御覧ください。

特用林産物の生産に占める資材費の割合は高く、資材価格の高騰は小規模で零細な生産者が多い特用林産物生産者の経営を圧迫することから、こうした状況が続きますと生産意欲が減退し、経営の継続が困難になるおそれがあります。

そこで、事業内容及び効果にありますとおり、本事業は特用林産物の生産事業者に対し、資材価格高騰分の支援を行うこととしております。具体的には、品目ごとの資材価格が基準額を超えた場合に、生産量1キログラム当たりの補助単価により価格高騰分を支援するものであります。

このことにより、資材価格高騰の影響が緩和され、生産者の意欲の向上につながることから、生産量と品質を確保しつつ経営の継続が図られるものと考えております。

6ページに戻っていただきまして、2の事業の概要ですが、予算額は6,480万円であります。

(2) 財源は全額国庫で、臨時交付金を活用しております。

(3) 事業期間は令和4年度の単年度です。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。議案について、質疑はございませんか。

○満行委員 2ページの県内事業者エネルギー転換緊急支援事業についてですが、申請窓口はどこなのか、どういうスキームで事業の窓口を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○田代環境森林課長 申請の受付窓口につきましては県で対応したいと思っております。県内事業者の皆様から県に申請を上げていただく形を考えております。

○満行委員 具体的に、県の窓口はどこになるのでしょうか。

○田代環境森林課長 環境森林部環境森林課を窓口として対応してまいります。

○満行委員 財源は臨時交付金と補助金となっているんですけども、この内訳について説明頂きたいと思っております。

○田代環境森林課長 内訳につきましては、臨時交付金は、地方創生臨時交付金が2億100万円となっております。

補助金につきましては、国庫補助金でありまして、クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金というものがございます。車両の購入時に85万円から65万円の間で国が補助金を出すことになっておりまして、こちらにつきましては、県の公用車にEVを導入する際に活用しますので、県が購入する場合に県に補助金が入ってくるという形で考えております。その金額が1,100万円となっております。

○満行委員 事業者が導入する電気自動車とか、補助後は250万円とか300万円ぐらいになるんだと思うんですけども、これはリースも可能なのか。それとも、購入しないと補助対象にならないのか。その辺りはどうなっているのでしょ

うか。

**○田代環境森林課長** こちらにつきましては購入ということで考えておりますが、具体的な例で申しますと、レンタカー会社が購入する場合も対象としておりますので、その事業者が購入する際に支援いたします。それによりまして、リース会社が貸し出すときにその部分の値段設定を通常よりも安くできるのではないかとということで、間接的な支援になりますが、基本的には購入ということで考えております。

**○蓬原委員** 2ページの④についてです。県の公用車の一部にEVを導入するということですが、何台ぐらいを考えていますか。

**○田代環境森林課長** 10台程度を導入したいと考えております。

**○蓬原委員** たしか県の公用車は、出先を含めて、全庁で900台位あると思います。世界の潮流として、いずれ電気自動車に変わりますよね。だから、これを将来的にずっと換えていくとなると、とても10台では足りない。そのうち、もう耐用年数が来てしまって、ガソリン車はなくなるわけですから、どうしようもなくなるんですよね。今年は10台だから、その最初のステップを踏んだということで評価できると思うんですけれども、将来的な展望というのはどうですか。

**○田代環境森林課長** 今、御指摘がありましたように、県全体では約900台弱の公用車がございます。今回はモデル的に10台導入するわけですが、もちろん財源の問題もございまして、課題もあろうかとは思っております。

あと、電気自動車の航続距離につきましては、大分伸びてはきておりますけれども、日産のリーフでいきますと大体400キロメートルとか、そのくらいになっておりまして、かなり実用性

は高まっているかと思えます。まず10台を導入いたしまして、運用面での課題、そういったところも洗い出しながら、我々としては順次導入を進めていきたいと思っております。

これも御指摘がございましたように、国は、2030年度までに国の公用車について電動車化するという話を聞いております。また、国の政策としまして、2035年度までには、ハイブリッドも含めて、新車の販売を電動車に限定していくという話もございまして、世の流れということもありますので、導入については、随時、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

**○蓬原委員** 電気自動車に充電するための電気スタンドと言っているのか、これがまだ県内にあまり普及してない。だから、例えば、日産のリーフに乗っても、絶えず次はどこに充電スタンドがあるのかと気にしておかないといけない。

もし、やり過ぎしてしまうと大変なことになるという状況もあるので、このあたりも、いずれはそういうスタンドというのを増やしていくことも必要でしょうね。

**○田代環境森林課長** 今、御指摘がありましたように、これはインターネットの情報にはなりますが、県内の充電スタンドの箇所数としましては約260か所あります。宮崎市内ですと約80か所ということになりますので、まだまだEVが普及していくには足りないのではないかと考えております。充電スタンドを増やしていくということも課題だと考えております。

**○蓬原委員** ①の電気自動車等導入支援事業は、民間がやるものについてということですが、これは何台ぐらいを考えてらっしゃるんですか。

**○田代環境森林課長** 120台ぐらいを想定しております。

**○山下委員** 関連ですが、化石燃料から自然エ

エネルギーに替えていくということはもう今の世の流れですから、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

軽自動車もEVを売り出していくということで、値段的にも大分安くなって、購入しやすい状況になってきたと思うんですが、今ありましたようにやっぱり充電が問題なんです。ガソリンスタンドも県内にどれぐらいあるのか分かりませんが、それぐらい設置していかないと。

それから、充電するのに30分とか、時間がかかるわけでしょう。ガソリンスタンドは、何分もかからないで燃料を入れることはできるんですが、充電設備を自宅に設置するとか、いろんなところに増やしていかないと問題かなと思っていますので、併せてその辺の体制づくりをお願いしたいと思います。

次に、③の省エネ設備等の導入支援についてなんですが、これは、あくまでも個人の自家消費の太陽光発電設備の設置という位置づけだと理解してよろしいですか。

○田代環境森林課長 基本的に、自分のところで発電をして、自家消費ということで考えております。

併せて、省エネ設備を入れる。省エネの空調であるとかLED照明を併せることで、その建物の電気の使用量、九州電力から買ったりする電気の使用量の割合を下げる、そのことによって電気量を節減するという考え方でおります。

○山下委員 売電目的ではないということですね。あくまでも家庭用ということですね。

○田代環境森林課長 この事業につきましては、売電目的ではなくて、自家消費ということで考えております。

○山下委員 次の4ページなんですが、省エネ型の高性能林業機械って、私は聞いたことがな

いんですが。今は軽油で動くエンジンがほとんどで、それは力が強いからなんですが、それをどのように替えていこうという事業なのか教えてください。

○松井山村・木材振興課長 委員が御指摘のとおり、高性能林業機械は、基本的に立木の伐採だとか枝払いだとか、あと玉切り作業を行う機械で、ベースマシーンは普通の建設機械を使っているものが多いと思います。建設機械がベースなので、大変頑丈にできていて、10年やそこらで壊れないということで、非常に古い機械が使われており燃費も悪い、そういった現状にあると思います。

国土交通省では、建設機械から排出されるCO<sub>2</sub>の量を削減することを目的として、例えば2020年燃費達成基準といった燃費基準達成の認定制度を行ってます。本事業では、そういった認定されたベースマシーンを使用する、新しい燃費基準に適合する機械を省エネ型の高性能林業機械として位置づけるということで、今はないような何か新しいものを導入するというのではなくて、古い燃費の悪い機械に替えて、省エネ基準がより高度な新しい機械を導入することを考えているところであります。

実際、それでどれぐらい燃費が向上するののかという話ですけれども、燃費効率につきましては、導入する機械の種類ですとか、あと製造するメーカーの技術力、機種によって異なりますが、大手建設メーカーのとあるベースマシーンを例に取りますと、2020年の燃費基準を達成した建設機械につきましては、7～8年前の同等の性能を持つ機種と比較した場合に5～9%の燃費低減効果が図られるという例もございますので、燃費抑制という効果はそれなりにあるものだと考えております。

○山下委員 ほとんどベースはユンボ（バックホウ）ですよね。私は何か新しい機械が開発できるのかなと思ったところでした。それで、省エネで重要なことは、エンジンの吹かせ方なんです。我々も機械を使うときに、じわっと——車もそうですよね。トラック業界の皆さんのお話ですけど、車を動かしてから200メートル以内が一番交通事故が発生しやすいそうです。だから、200メートルまでエンジンを1,800回転以上に上げないことを義務づけたところ、燃費がかなり削減されたそうです。

そういうやり方が省エネには最も妥当であって、力を必要とする建設機械というのは、燃料を削減するということが難しいと思うんですが、無駄な吹かせ方をしない、2,000回転ぐらいでじわっとやっていくとか、それで機械というのはかなり燃料の削減につながると思いますので、ぜひそういう指示も下ろしてください。よろしくお願いします。

○松井山村・木材振興課長 ありがとうございます。確かに、機械は使い方によって燃費が全然変わってくるという性質があると思います。せっかく森林・林業というのは、環境にやさしい、環境型の産業として国民に意識が定着し始めているところです。機械の操作に関する研修であるとかそういったものを行う際に、機械の使い方、やさしい使い方、燃料を大切にしましょうといった意識づけをしていく必要があると思いましたので、そのように取り組んでまいりたいと思います。

○山下委員 よろしくをお願いします。

○蓬原委員 関連して、全くそのとおりだと思います。使い方、全然違うんです。車の場合、例えば、高速道路を80キロでずっと走る場合と、町なかで信号があるところ、停止があるところ

で、止まっては加速、止まっては加速、この加速するところにエネルギーがいっぱい要るわけです。例えばモーターでも、電源を入れてゼロから、5～6倍かな起動電流というのがありません。バーンとこのエネルギーにもっていき、あとはもう機械損と風損の設置損だけということになるので、使い方によってかなり燃料を節約できるというのは間違いのないと思います。最近の車は、燃料1リットルあたりの走行距離が何キロか出るじゃないですか。町なかを走ったときと高速を走ったときでは全然違いますもんね。

だから、そのあたりの作業のやり方というのも、今おっしゃったように、講習会等で具体的に示してみると、皆、分かるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

○松井山村・木材振興課長 ありがとうございます。今、委員の御指摘を聞いてて思ったのは、オペレーターの意識づけも大切ですし、あとは作業の仕方ですね。木を切って、どう搬出していくか。我々の世界では作業システムといいますけれども、そういったものを、現地の状況とか使う機械に応じて適切に、一番燃料を使わないやり方で組んでから仕事をする、そういう意識づけも重要かと思っておりますので、その辺はしっかり取り組んでまいりたいと思います。

○瀆砂委員 まず、先ほどの2ページの件ですけれども、太陽光等の設備を入れて自家消費用に発電するということなんですが、これは今、九州電力の電気の買取り価格が1キロワット当たり22～23円だろうと思うんですけれども、この設備費というのはどうなんですか。発電設備に投資するより電気を買った方が安いのではないかとふと思ったんですが、どんなものですか。差引計算はやったことがあるんですか。

○田代環境森林課長 今、御指摘がありました買取りの場合との比較といいますか、そこまでは計算しておりませんが、考え方としまして、Z E HとかZ E Bとかいう言葉ありますけれども、Z E Bというのが、ビルの建物の中で自家消費する電力を自分で発電する電力で賄って、電気を買わなくてもいいという考え方があります、基本的にはそのような考え方で今回の事業を組み立てておるところです。

それから、山下委員からの先ほどの御質問に対する説明につきましては、一般家庭ということではなくて、事業者ということになります。事業所で太陽光パネルを設置して、併せて省エネ設備を入れてという取組について支援をするということになります。すみません、この場を借りて、補足させていただきます。

○濱砂委員 県内ではそういった事業所が、今現在ありますか。

○田代環境森林課長 まだ、現時点でどれぐらいあるかというところの把握まではしてありませんが、今後、そういった需要がかなり見込まれると見え、事業化したところがあります。

○濱砂委員 私もよく分からないんですけども、単純に考えると、設備費をかけて発電するよりも、電力会社から電気を購入したほうが今は安い。御存知だと思いますが、今の電力というのは、買取り価格に対して、省エネの設備の部分の差額は一般消費者が払ってますよね。だから、自家発電に投資をして自分のところの動力に使うというのと、買い取って使うというのは、普通ではどうかなと思いますけれども、国がやることですから間違いないだろうと思うんですが、差引きしてみないと分からないというような気がしたところなんです。この件については、もういいです。

それで、もう一点、高性能林業機械なんですけれども、これは既存の機械に対して改良するとか、いわゆる省エネ設備をつけるということなんです。先ほどの説明がよく分かりませんでした。

○松井山村・木材振興課長 改造ではなく、購入だったり、更新する場合の費用を支援するものでございます。

○濱砂委員 分かりました。今、県内にこのプロセッサはどのくらいありますか。1,500万円ぐらいだろうという感覚ですが、どのくらいの金額がするんですか。

○松井山村・木材振興課長 予算額1億8,500万円という計算をしておりますけれども、こちらにつきましては、これまで導入された様々な高性能林業機械がございまして、その平均価格として3,700万円程度、2分の1を補助するというので1台当たり1,850万円、これを10台購入することを想定して積算して、要求してる額でございます。

○濱砂委員 1台3,000万円以上で、事業者負担額が1,700~1,800万円、これを新たに新規購入すると。いわゆる燃料費というのが、9%ぐらいですよ。総体で100%の事業費の中で経費率は8%ぐらいのもんですよ。半分は国費ですから、新たに1,800万円かけてこの機械を購入した場合の採算性というのはどんなものですか。

○松井山村・木材振興課長 1,850万円の元を、燃費が向上して浮いたお金で全て補填するということはそう簡単にはできないと思いますが、この機械を導入することによって、例えば人力でチェーンソーを使って伐木、玉切り、造材をするという作業するのに比べれば、相当生産性が上がるということになります。

その生産性の向上によって事業体の経営基盤は強化されるし、収益も上がりますので、燃費の向上に加えて、経営基盤が強化されるということをもって、この厳しい燃費高騰の中を乗り切るといったことを目的にした事業でございます。

○濱砂委員 この機械は、ほとんどヨーロッパ辺りからの輸入品なんですか。国産ですか。

○松井山村・木材振興課長 ヨーロッパから輸入してるものもございますけれども、最近、高性能林業機械というのは全国で非常に導入が進んでいるので、国産の機械が主流になってきております。燃費だけではなく、生産性も年々向上しておりますので、国産の機械が主に導入されることになると思います。

○濱砂委員 今既存で使われているプロセッサをよく見るんですが、これは宮崎県内に何台ぐらいあるんですか。ほとんど補助絡みでしょうか。

○松井山村・木材振興課長 宮崎県のプロセッサにつきましては、令和2年度の数字が最新でございます。約250台導入しているものと認識しております。

○濱砂委員 分かりました。そのうち10台が更新を予定してということですね。

○松井山村・木材振興課長 この事業で導入を想定している機械は、プロセッサだけではなくて、例えばハーベスタでございますとかフェラーバンチャでございますとかフォワーダでございますとか、様々な高性能林業機械、あと、それに付随して、生産性向上だとか収益の向上に資するグラップル付きのトラック、そういったものも補助の対象と考えておりますので、いろんな作業の燃費だとか生産性の向上に対応できる事業だと考えております。

○濱砂委員 今、知らない機械の話もあったんですが、そういった高性能林業機械の総台数というのはどのくらいあるんですか。この補助金に対象になる機械は何台ぐらいあるんですか。

○松井山村・木材振興課長 先ほど、プロセッサに関しては250台程度と申し上げたんですけれども、いわゆる高性能林業機械と呼ばれているものは先ほど申し上げたようにほかにもありまして、宮崎県の総台数は、令和2年度で750台程度であります。この台数というのは、全国2位の台数でありまして、林業先進県として、宮崎県では早くから高性能林業機械の導入に取り組んでいましたので、相当な台数が入っているところでもあります。

○山下委員 さっき環境森林課長から発言の訂正があった件について、一般家庭用が対象ではないという説明を受けました。これは再エネ設備と空調等の既存設備の省エネ化、LEDとかそういうものに更新した場合、事業費が1,000万円としたときに上限500万円まで補助金を出すということですが、これをやるとしたら、大企業が頭に浮かんだんですけれども、1,000万円ぐらいの予算規模というのは、太陽光発電設備を入れて、なおかつLEDに替えるということで、どれぐらいの工事になるのか、どれぐらいの企業の規模が対象なのか分かりませんので教えてください。

○田代環境森林課長 これから細かなスキームは詰めていこうと思っておりますけれども、大きな企業においては非常に容易に導入できるような規模だと思っております。中小企業を対象に支援していきたいと考えておるところです。

○山下委員 例えば太陽光発電に1,000万円投資したときに、どれだけの電力を生むのか。その基礎的なところを教えてください。

○田代環境森林課長 1,000万キロワットで、50キロワットの節減になると考えております。

○山下委員 それだったら、常任委員会で説明するときには、そういうものが分かりやすい資料が欲しいなと思ったんです。再生可能エネルギーの導入をしていくということは、これはもう世界の大きな課題ですから、新規でこういう事業をつくってくる場合には、どれだけの経済効果があるのかということを見たいんです。上限500万円ということですから、500万円の税金を投入してどれぐらいの貢献ができるのか。どれぐらいの規模の人たちに、どれぐらい設置ができればこれだけの排ガスの規制につながるといったもの、今からこういうものを提案するときは、そこ辺の詳しい説明資料が欲しいと思いますので、よろしくをお願いします。

○田代環境森林課長 今、御指摘頂いた点につきましては、今後、改善といいますか、そのような姿勢で臨みたいと思っております。

ちなみにということではありますが、電力の視点ではなくて、ゼロカーボンという視点では、CO<sub>2</sub>の排出がどれぐらい削減できるかというのは計算をしているところでして、こちらの③の再エネ&省エネ設備の導入につきましては、これを導入することで約265トンのCO<sub>2</sub>の排出削減ができるという見込みは持っておるところであります。

○蓬原委員 先ほどの高性能林業機械ですけれども、これを新しく入れれば、当然、中古機械が出るわけですね。これは、車みたいに中古市場というのはあるんですか。

○松井山村・木材振興課長 建設機械全般について、どれぐらいの規模の市場があるかというのは認識しておりませんが、中古機械をやり取りするような事例はあるというふうに認識して

ます。

○蓬原委員 例えば新しく10台入れ替えるとして3,700万円という話でしたが、中古で売れば、その分の購入費は減額になるわけですね。そこから辺りまで計算されてるのかな。

○松井山村・木材振興課長 中古で売るということは、下取りということかと思いますが、基本的には購入に係る経費の2分の1を補助ということですので、そういった下取りのようなものについても、不当に補助額が大きくなならないような運用というのをしっかりしていきたいと考えております。

○蓬原委員 そうということですよ。下取り価格を引いて、その分の半額ということですよ。分かりました。

○武田委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上で環境森林部の審査を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

---

午前11時19分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託された議案について、農政水産部長の概要説明を求めます。

○久保農政水産部長 農政水産部でございます。

本日は、原油価格・物価高騰等総合緊急対策ということで御審議をお願いしております。

御案内のとおり燃油や肥料、資材、それから飼料価格の高騰というのが、本県の農畜水産業に非常に深刻な影響を及ぼしております。

県といたしましては、当初予算はもちろん、今回御審議をお願いしております補正予算を活

用して、生産者の支援にしっかりと取り組んでまいり所存でありますので、よろしくお願いいいたします。

お手元にございます常任委員会資料の表紙をおめくりください。

本日、農政水産部からは予算議案といたしまして、議案第13号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」をお願いしております。

1ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、国の原油価格・物価高騰等総合緊急対策の決定に伴いまして、生産者の負担軽減を図るための事業等の実施に必要な予算をお願いするものでございます。

補正額につきましては、(1)の令和4年度歳出予算課別集計表、こちらの表の令和4年度の補正額Bの欄、太枠で囲ったところですが、こちらの下から4行目のところに一般会計の合計のところにございますとおり、19億2,872万5,000円をお願いしているものです。

2ページのほうにその概要等をお示ししております。

これらの補正予算の詳細につきましては、この後、担当課長のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

私からは以上であります。

**○小林農政企画課長** 常任委員会資料の2ページを御覧ください。

初めに、6月補正予算案における原油価格・物価高騰等総合緊急対策の全体像について御説明いたします。

農政水産部では、長引くコロナ禍において燃油や肥料、資材、飼料の高騰で経済的に厳しい環境にある生産者の負担軽減を緊急かつ機動的に実施するため、8つの事業を構築したところでございます。

まず、1の燃油価格高騰対策では、価格高騰時に補填金が支払われる国の施設園芸等セーフティネット構築事業について農家積立金の一部を助成するとともに、化石燃料に依存する施設園芸の省エネ化の推進のため、ヒートポンプ等の導入支援や木質ペレット利用者の負担軽減を行います。

2の肥料・資材価格高騰対策では、堆肥の利用促進に向けた人材育成や機器導入等を支援することで、価格が高騰する化学肥料の使用量削減につなげるとともに、資材価格の高騰により、被覆資材やスチロール箱等の更新や使用が控えられることで、生産性の低下が懸念されることから、農業・漁業において資材の価格上昇分の一部を支援します。

また、3の飼料価格高騰対策では、農業機械等の導入を支援することで、畜産農家からの要望が高まっている飼料用米の生産拡大を進めるとともに、価格高騰が続く配合飼料に対しましては、国の配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金の一部を助成します。

さらに、4の施策周知・消費喚起では、1から3までの各種施策に加え、国の燃油等価格高騰対策や生産者が取り組むべきソフト対策などにつきまして、様々なメディアを活用し、迅速な情報発信を行います。

これらの取組により、原油価格・物価高騰による生産現場への影響緩和を進め、農畜水産業の経営安定化とさらなる成長産業化を図ってまいります。

続きまして、農政企画課の補正予算の内容について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の青いインデックスの農政企画課のところ55ページをお開きください。

当課の補正額は、一般会計のみで800万円をお願いしております。

事業内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の3ページをお開きください。

新規事業の燃油等価格高騰緊急対策情報発信事業でございます。

1の事業の目的・背景でございますように、国や県が行う燃油、肥料、飼料等の価格高騰に対する緩和対策等を生産者に迅速かつ着実に周知するとともに、消費者の理解醸成、県産県消を促進するため、各種メディアによる集中的な情報発信を行うものでございます。

事業内容につきましては、右側のポンチ絵で御説明いたします。

上段の現状・課題でございますように、国や県が緩和対策等を措置する中、コロナ禍における接触機会の減少や情報源の多様化・分散化が進んでおり、各種対策に関する情報を迅速かつ着実に生産者に届けるとともに、生産者のコストアップについて消費者の理解を深め、県産県消等の促進を図ることが必要であると考えております。

このため、中ほどの取組にありますように、まず、生産者に対しましては、ヒートポンプ加温機への転換支援や普及センター等による相談対応などの対策情報を一元化し、ラジオやSNS等を通じて情報を届けることで、対策の活用を促進するとともに、消費者に対しましても、生産コストの上昇への理解醸成などの情報を発信し、県産県消を啓発・促進することで、生産者の影響緩和を図ります。

2ページの2の事業の概要を御覧ください。

予算額は800万円、事業期間は令和4年度を予定しております。

○川上農業普及技術課長 歳出予算説明資料の59ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計のみで、11億9,336万9,000円をお願いしております。

補正の事業内容につきましては、常任委員会資料で説明いたします。

5ページをお開きください。

新規事業の農業セーフティネット対策緊急強化事業であります。

1の事業目的・背景に記載のとおり、燃油価格高騰の影響が大きい施設園芸、そしてお茶につきまして、国によるセーフティネット制度が構築されておりますが、加入する際の農家積立金相当額の一部を支援することで、まずは制度への加入を促進し、そして、価格が高騰してもできるだけ安定して補填が受けられる積立コースへの加入を推進するものです。

6ページを御覧ください。

まず、国の制度の概要でございます。

2の支援内容の①農業セーフティネット加入促進支援事業の四角囲みの左下にありますように、補填金の財源となる資金を国と農家が1対1で積み立てる必要があり、右の図の概要のとおり、積立コースは115%から170%まで4つございます。

発動基準価格は81.6円で、その上の積立単価の2分の1が農家負担となります。115%では12.2円ですので6.1円、130%では12.3円が農家負担額になります。一番上の数字93.8円や106.1円がそのコースでカバーできる重油価格となります。

低いコースは積立単価も安く、積立金が少なくても済みますが、重油価格が高く推移すると積立金を使い切り、栽培期間中に補填が終了する場合があります。

高いコースほど補填期間も長くなりますが、必要な積立金も多くなるため、十分なコースでの加入ができない農家がございます。

そこで、同じ四角囲みの左上、支援内容のとおり、農家の負担する積立金に対し、積立単価に応じた定額支援を行います。

支援額は、制度のコースごとに一定額を設定して算出します。

申込み状況により変更する可能性はありますが、現時点では115%コースでは1リットル当たり2円、130%コースでは4円、150%、170%コースでは6円を想定しております。

②の農業セーフティネット推進体制強化事業では、農業者からの申請や交付に要する事務費を支援し、事業主体としてはセーフティネット事業の実施主体である県農業再生協議会を考慮しております。

この事業の実施により、セーフティネット構築事業への加入を促進し、経営コストの削減と農家経営の安定化につなげてまいります。

5ページに戻りまして、2の事業の概要の欄を御覧ください。

予算額は3億2,621万4,000円、事業期間は令和4年度を予定しております。

次に、常任委員会資料の7ページをお開きください。

新規事業の堆肥等利活用促進緊急体制整備事業であります。

1の事業目的・背景の記載のとおり、不安定な国際情勢により、化学肥料の価格が高騰し、種類によっては今後の入手の見通しが立っていないことから、化学肥料代替としての堆肥利用を促進し、肥料コストの削減等を目指すものです。

8ページを御覧ください。

1の現状につきまして、そもそも化学肥料の原料のほとんどを輸入に依存しているため、価格は既に1割高騰しており、今後の秋肥についてもさらに高騰する情報があります。

一方、右の表で県内の堆肥の需給バランスを見ますと、堆肥充当率が106.4%と、県内には堆肥資源が豊富にあり、約9万トンの余剰堆肥が存在することから、これらを化学肥料の代替として活用することが可能であります。

堆肥利用が進まない原因として、2の課題にありますように、耕種農家においては散布のタイミングが限定されることや化学肥料代替としての堆肥散布についての理解が不足していること、畜産農家や堆肥散布事業者においては、耕種農家の情報が不足していることが考えられます。また、共通課題として、オペレーターや散布機械の不足が考えられます。

そこで、3の支援内容のとおり、本事業では、①の機械オペレーターの確保として、地域のコントラクター組織など堆肥の散布作業を請け負う事業者の資格取得や研修受講を支援することで、散布能力を増進し、また、②の堆肥散布等機械導入では、マニユアスプレッダー、ブロードキャスターなどの機械導入を支援し、これらにより、堆肥散布の受託体制を強化します。

また、③では、堆肥の利活用を周知するためのリーフレット、チラシなどPR資材により広く周知することで、化学肥料代替技術へのより一層の転換を図ります。

これらの支援により、堆肥散布事業者が育成され、堆肥に転換する農家を増やし、肥料コストを削減することで、農家経営の安定化につなげるとともに、みどりの戦略でも掲げられた減化学肥料による環境に優しい農業を目指してまいります。

7ページの2の事業の概要欄を御覧ください。  
予算額は1,476万8,000円、事業期間は令和4年度を予定しております。

次に、常任委員会資料の9ページをお開きください。

新規事業の被覆資材等価格高騰対策緊急支援事業であります。

1の事業目的・背景に記載のとおり、ビニール等農業資材の価格高騰による農家経営への影響を緩和するため、生産コストに占める割合が比較的高く、作物生産に影響が大きい被覆資材等の価格上昇に伴う負担軽減を支援し、農家経営の安定化を図るものです。

10ページを御覧ください。

1の現状ですが、ハウス用被覆資材の価格については、全国の平均値となる国の農業物価統計によると、令和元年の高騰前と比較し、令和4年4月時点で1割高騰となっており、さらに今後、夏から秋にかけて3割高騰する見通しとの情報もあります。

2の対策の方向性の記載のとおり、ハウス栽培による野菜の促成・半促成、そしてマルチ栽培など、本県の多様な作型での農業の維持や高品質な農産物生産、さらには、良質な飼料の安定確保のためには不可欠であり、価格高騰により農家が被覆資材の更新や資材購入を控えることがないように、支援することが必要と考えております。

そこで、3の支援内容のとおり、今後の上昇も含めた価格上昇分の2分の1相当額を上限として定額補助いたします。

支援対象については、①施設園芸では、本県で普及しているAPハウス、中期展張型ハウス、耐候性ハウスの外張り、これらのハウスの内張り資材。

②露地園芸では、野菜、特用作物、果樹等のマルチ資材。

③飼料作物では、イタリアン、飼料用稲等のサイレージ用ラップを対象と考えております。

具体的な支援単価につきましては、今後の価格上昇が3割となった場合で算出しますと、APハウスの外張りビニールは10アール当たり5万2,000円程度、露地野菜のマルチ資材は2,800円程度を上限として運用してまいります。なお、今後の価格上昇が想定をはるかに超える場合は、2分の1を割り込むことも考えられます。

これらにより、本県の農業生産を支える施設園芸や露地園芸の経営安定、畜産農家の良質飼料の確保により、農家経営の後押しとなると考えております。

9ページの2の事業の概要欄を御覧ください。

予算額は8億5,238万7,000円、事業期間は令和4年度を予定しております。

**○海野農産園芸課長** 歳出予算説明資料の63ページをお開きください。

農産園芸課の補正予算額は、一般会計のみで3億6,350万円をお願いしております。

それでは、内容につきまして御説明いたします。

65ページをお開きください。

一番上の(事項)施設園芸エネルギー対策事業費の説明欄の1、新規事業、みやざき施設園芸省エネ転換緊急対策事業につきましては、後ほど常任委員会資料で説明をいたします。

その下の(事項)主要農作物生産対策事業費の説明欄の1、稲作経営基盤強化対策事業でございます。

当事業は、コロナ禍において、米価下落の影響を受けた生産者が、営農継続に対する不安を払拭し、希望を持って米づくりを継続できるよ

う、規模拡大に取り組む経営体等に対し、農業機械の導入を支援することとし、当初予算で1億5,000万円を措置させていただいております。今回の補正につきましては、これに加え、輸入トウモロコシなどの飼料価格が高騰し、その代替となる飼料用米の要望が高まっていることから、飼料用米の生産を拡大するために必要な農業機械の導入支援として1億円の増額をお願いするものであります。

次に、常任委員会資料の11ページをお開きください。

新規事業のみやざき施設園芸省エネ転換緊急対策事業についてであります。

この事業は、1、事業の目的・背景でございますように、施設園芸における燃油価格高騰の影響を受けにくい経営の転換や負担軽減を図るため、省エネ機器・資材等の導入や木質ペレットの安定供給に向けた支援により、経営コストの削減と農家経営の安定を図るものであります。

具体的には、12ページのポンチ絵で御説明いたします。

現状と課題でございますように、本県は、キュウリ、ピーマンなど全国トップクラスの施設園芸産地でございます。

施設園芸においては、経費の2割以上を占める動力光熱費のほとんどが、重油暖房機に使用する燃料費となっており、現在の燃油価格高騰が大きな負担となっていることから、これを機に、燃油に依存した生産体系からの転換促進と、さらなる省エネ化に向けた支援を行います。

具体的には、燃油依存からの転換を促進するため、ヒートポンプと機能性被覆資材の導入を支援いたします。

ヒートポンプは、少ない投入エネルギーで空気中の熱を集め、大きな熱エネルギーとして利

用する技術を活用した暖房機で、燃油使用量削減による省エネに加え、CO<sub>2</sub>削減にもつながる機器であり、また、機能性被覆資材は、施設の内ビニールとして使用し、通常のビニールよりも保温性が高く、湿度調整機能も有する資材となっております。

次に、省エネ対策としまして、既に木質ペレット暖房機を利用されている方の負担軽減を図るための支援を行います。

木質ペレットは、木材価格全般の高騰と連動する形で価格が上がっております。

重油は、価格高騰の影響はある程度緩和する国のセーフティネットによる支援がございますが、木質ペレットにはこのような仕組みがなく、重油暖房よりもコストがかさむ状況となっており、生産者の負担が大きくなってございます。

このため、木質ペレット暖房機を使用している農業者に対し、ペレット価格の一部補填を行うものでございます。

これらの取組により、省エネ転換による経営コストの削減と農家経営の安定を図ってまいります。

11ページの2の事業の概要を御覧ください。

予算額は2億6,350万円、事業期間は令和4年度を予定しております。

**○大村水産政策課長** 歳出予算説明資料の67ページをお開きください。

当課の補正予算額は、一般会計で3,000万円をお願いしております。

補正の事業内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の13ページをお開きください。新規事業の漁業用資材価格高騰対策緊急支援事業でございます。

本事業は、1の事業の目的・背景にあります

とおり、原油価格・物価高騰に伴う漁業用資材の価格上昇の影響を緩和するため、漁業者に資材を販売する県漁連や漁協に対し、販売経費に係る補助を行い、価格上昇を抑制することで漁業経営の安定化を図ることを目的としております。

14ページの1の背景を御覧ください。

グラフは、漁業用ロープと出荷などに使用するスチロール箱の価格の推移になりますが、令和3年から4年にかけて、ロープは12%、スチロールは15%上昇しておりまして、資材全体では11.5%の上昇となっております。

これらの資材経費は、漁業経費の10%から26%を占めており、価格の上昇は沿岸漁業をはじめ、漁業経営に大きく影響いたします。

このため、2の事業内容にありますとおり、本事業では、漁業者に資材を販売する県漁連等に対し、仕入価格上昇分の2分の1を定額補助することにより、販売価格の上昇を抑制するものでございます。

このことによりまして、原油価格・物価高騰等による影響が緩和され、漁業経営の安定化が図られると考えております。

13ページに戻っていただきまして、2の事業の概要を御覧ください。

予算額は3,000万円、事業期間は令和4年度を予定しております。

**○林田畜産振興課長** 歳出予算説明資料71ページをお開きください。

当該の補正予算額は、一般会計のみで3億3,385万6,000円をお願いしております。

補正の事業内容につきましては、常任委員会資料で御説明いたします。

常任委員会資料の15ページをお開きください。

新規事業の畜産セーフティネット対策緊急強

化事業であります。

1の事業目的・背景にありますとおり、本事業は、燃油・穀物相場高騰の影響で配合飼料価格の高騰が続く中、配合飼料価格安定制度に係る生産者積立金相当額の一部を支援し、厳しい経営環境にある畜産農家の経営安定を図るものです。

16ページを御覧ください。

1の配合飼料価格安定制度の仕組みでありませんが、補填金の計算は四半期ごとに行われ、当該四半期の輸入原料価格が直前1年間の平均価格を上回った場合に補填金が発動いたします。

その上昇率が115%を超えた部分は、国と飼料メーカーによる異常補填基金から、残りが生産者と飼料メーカーが積み立てる通常補填基金から支払われます。

2の配合飼料価格及び補填金の推移を御覧ください。

グラフの上の丸印の折れ線のとおり、令和2年度第3四半期にトン当たり6万6,986円であった配合飼料工場渡し価格が、令和3年度第4四半期は8万3,302円となっております。

補填金は、棒グラフのとおり、令和2年度第4四半期より連続して発動し、配合飼料価格の高騰が続く一方で、補填金は減少し、生産者の実質負担額は増加しております。

また、この連続した発動による基金の残高不足を補うため、令和4年度の生産者積立金が、トン当たり400円から600円に増額され、厳しい経営環境にある中、生産者の負担がさらに増加しております。

このため、本事業により、生産者積立金相当額の一部を支援することで、畜産農家の負担を軽減し、経営の安定化を図ってまいります。

15ページに戻っていただき、2の事業概要で

ありますが、予算額は3億3,385万6,000円、事業期間は令和4年度を予定しております。

○武田委員長 執行部の説明が終了しました。

議案について質疑はございませんか。

○山下委員 畜産のセーフティネットについて聞いていきますが、配合飼料価格が令和3年度の実績で、今8万3,000円ということですが、今現在2万円ぐらい上がっているんですよ。畜産農家は危機的状況になっているんですが、資料の16ページの上の表に1万円とあるんですが、これは、異常補填と通常補填を合わせて1万円ということでしょうか。この仕組みを少し教えてください。

○林田畜産振興課長 これは、事例として挙げさせていただいております。例えば、今年度の第1四半期の輸入原料価格が4万円であったときに、その直前1年間の平均が3万円というところを仮定して説明資料を作っております。

ですから、その差額の1万円が補填金として支払われるということになります。それで、15%ですから3万円の15%の4,500円、これが通常補填から払われて、15%を超える部分、1万円から4,500円を引いた5,500円が異常補填基金から支払われるということになります。

○山下委員 ありがとうございます。分かりました。

この試算の中で、令和3年がトン当たり400円の積立金が令和4年は600円になるという理解でいいですか。

○林田畜産振興課長 令和3年度がトン当たり400円だったのが、令和4年度はトン当たり600円になるということでございます。

○山下委員 この予算額が約3億3,300万円なんですが、鶏・豚・牛、全てこの予算から補填されるとして、トン当たり幾らになりますか。

○林田畜産振興課長 トン当たり200円を支援いたします。

○坂本副委員長 2ページに全体のそれぞれ予算の記載がありますがすけれども、漁業関係の額がほかの農業、畜産と比べて一桁少ないということで、少しバランスの悪さを感じるんですが、事前に漁協関係者ともすり合わせとか打合せをなさっているのかもしれませんが、漁業セーフティネットについての積立補填等は必要ないのか御説明いただけますか。

○大村水産政策課長 漁業燃油セーフティネットについてですけれども、これにつきましては、本県では過去に県の単独事業によりまして、漁業者積立金の無利子貸付けによる加入促進を図っております。その結果として、現時点では必要数量ほぼ100%が加入をされております。

また、今般の燃油高騰に鑑みまして、多くの補填金が得られるように、昨年度から県と団体で漁業者に今期の積立金の積み増しを呼びかけておりまして、その結果、セーフティネット制度のほぼ上限まで積立てが既に完了している状況でございます。

そういったことによりまして、ガソリン補助金と合わせれば、当面の間は燃油高騰前の単価で供給されると見込んでおりまして、今回は計上いたしておりません。

○坂本副委員長 もう一つ教えてください。7、8ページの堆肥等の利活用促進整備事業について、直近ですけれども、報道で長野県のJA佐久浅間の化学肥料と堆肥の混合肥料というのが注目を集めているというのを目にしまして、同じような方向で今回事業化されるのかなと思っていましたら、県で考えている分が堆肥のみでの新しい取組ということでした。今申し上げました混合肥料というのは、私あまり専門ではあ

りませんので詳しくありませんが、新しい事業を起こすに当たって検討の一つに挙がらなかったのか。堆肥だけでやるということであれば、何かその事情というか、県内の堆肥の量がほかの県に比べて大変多いからそうなったのかとか、そういった背景を教えてください。

**○川上農業普及技術課長** 委員おっしゃるとおり、堆肥混合肥料というのはございます。それと、肥料にはいろんな種類があって、堆肥をもとにして堆肥をペレット状にして散布するとか、そういったいろんな加工することでまきやすくなり、堆肥の肥効を高めたりといったところで、堆肥を原料にした肥料というのはありまして、各業者等でも取り組んでおられますし、今後それが普及していくという部分は大いにあるかと考えているところでございます。

それで、今回、化学肥料が入手できない、あるいは価格が高騰しているという現状を見まして、今回その散布の体制ができていない部分、それから、基本的に本県ではまだ堆肥利用の意識が進んでいないところがございますので、そういったところを緊急的に体制を整えるための事業としているところでございます。

将来的には、そういった堆肥をぐっと幅広く活用した、あるいはバイオマス資産をもっと活用した施肥体系についても、今後検討していくべきかと考えているところでございます。

**○坂本副委員長** 8ページに課題を上げられていますが、今申し上げました堆肥と化学肥料との混合肥料であれば、そういった課題にも対応できるのかなと思いますし、一番の目的としては、国際情勢の変化にもかかわらず、ある程度安定した価格で供給できるというメリットがあると理解していたものですから、今後、そういったものが宮崎においても使えるのかどうかとい

うことをぜひ研究検証していただければと思います。

**○蓬原委員** 資料の3ページです。情報発信、これは非常に大事なことだと思います。緊急ですから、全ての関係者にこれを知ってもらって、一人も取り残さないという考えが重要かなと思います。

4ページの届けるのところに具体的なメディアが記載されていますが、テレビはないんですか。

**○小林農政企画課長** 現時点におきましては、テレビCMは考えてはおりませんけれども、ひなたMAFiN等でユーチューブのチャンネルを持っておりまして、そこで、例えばこのポンチ絵の生産者のところの真ん中の下から2番目の丸にハウスの保温対策といった技術的なところがあるんですけども、そこについては文字であったり、写真であったりというよりは、動画というところで、こういうふうにやったらいいですよというものを作成して、それをユーチューブで流すことによりまして、多くの方に知っていただこうと考えております。

テレビCMにつきましては、どうしても枠の関係でなかなか大きな情報を伝えていくのは難しいかなと考えておりまして、それより、農業者の皆さんがよく聴かれているラジオでありますとか新聞に、今回、県がこういう対策に取り組んでいるところを周知して行って、ユーチューブ等で情報のより濃いところ、そちらで詳しい内容を知っていただく、あるいは、近くの普及センターに行ってください、いろいろな相談をしていただくというところを考えておりまして、テレビCMというのは考えておりません。

一方で、LEDビジョンと書いておりますけ

れども、主に駅前のLEDビジョンのようなものを想定しております、こちらは消費者の皆様向けということで、今般県内で農業者の皆さんが苦境に陥られているといった情勢を知っていただき、県産県消の推進というところで動画でのPRを考えております。そうしたところで、より多くの県民の皆様へ情報を知っていただくことを考えているところでございます。

○蓬原委員 考え方は分かりました。要は、そのハイテク機器ですよ。難民とは言わないけれども、世代によっては、例えばMAFiNについても、それを見られる人と、見られない人がいるわけです。パソコンを使えないと見られないわけですから、そのあたりのところへの配慮というか、できるだけ多くじゃなくて、できたらもう100%の人に情報を知っていただくということが大事だと思うので、この在り方についてはいろんな媒体をさらに研究していただいて、あるいはJA、あるいは漁連とか、そこを徹底してやっぱり知らせるということが、一人も取り残さないということが大事かと思っておりますので、このことで廃業につながったり、そうなったらとんでもないことになるので、その点をお願いしたいと思っています。

それから、県産県消について簡単に聞きます。地産地消に変わって、これからはこの言葉を使っていくということですか。

○松田農業流通ブランド課長 県産県消という言葉につきましては、コロナ禍で応援消費という動きが出る中で、地域のものを地域の方で食べていきたいと思いますとか、困っていらっしゃる方を地域で応援していきたいと思いますという、その広がりを含めて県全体で考えるんだということで、農業・農村の第八次長計にも県産県消という言葉を使いまして、山手の方々が例えば水産物にも興

味を持ち、海のほうでも山手のものに興味を持ち、オールみやぎきでやっていくんだという言葉として使っております。

○蓬原委員 県際収支ということを考える上で、非常にいい言葉だなと思いました。

○山下委員 7ページに戻りますが、堆肥散布事業者は県内にいるんですか。

○川上農業普及技術課長 県内の農事組合法人であったり、集落営農であったり、あるいは個人でやっている、法人でやっている、そういったところのいろんな事業、作業を請け負うような事業者を対象として考えておまして、その中には、堆肥を散布する作業を請け負っている事業者もございまして、調査をしますと13事業者ほどございましたので、その事業者の育成と、それからその他の作業を請け負っている事業者での堆肥散布への支援という形で、今回事業を組む上で想定しているところでございます。

○武田委員長 質疑の途中ですが、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

間もなく正午となりますが、このまま質疑を続けたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、質疑を続けます。

○山下委員 11ページ、これは燃油対策ですよ。10年ぐらい前に燃油高騰でヒートポンプと木質ペレットの暖房機を入れるということで、かなり導入されたと思います。そのときも2分の1の補助だったと思うんですが、当時、A重油が86円を上回ったらペレットの効果が出るということで導入の説明がありましたが、今、ペレットの単価はどれぐらいになっていますか。

○海野農産園芸課長 木質ペレットの価格でございまして、現状は1キログラム当たり約50円となっております。ただ、熱量で換算をいたし

ますと、重油に対抗するにはその倍の重量が必要でございますので、およそ100円ということになります。これが、今年の冬になりますと、単価が1キログラム当たりおよそ60円になるという予想で、熱量換算で120円ということになり、重油の価格を上回る状況になってまいりますので、そこを手当しようということで今回お願いするものでございます。

○山下委員 ここはしっかり考えないと、燃油が今みたいに高騰する前の話ですが、A重油の価格が安くなって、せっかく導入したペレット暖房機が使われずに来ているんですよ。当時、ペレットは自然エネルギーでいいことだということで興味を持っていたんですが、灰が出るとかいろんなことで、導入してもなかなか継続して使うことができなかった。それで今度はペレットの価格が上がってきたわけでしょ。もう今は逆転していますよね。A重油が111円でペレットが120円になるということだから。今後、ずっと継続して支援ができるのか、かなりの経費負担になっていくと思うので、木質ペレットの暖房機については、私も慎重にやっていかないといけないと思っているところです。よろしくお願ひします。

○武田委員長 ほかに質疑はありませんか。

それでは、以上で農政水産部の審査を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

正午休憩

---

午後0時58分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後0時59分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 異議なしと認めます。よって、議案第13号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告につきまして、特に御要望等はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後0時59分休憩

---

午後0時59分再開

○武田委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、そのようにいたします。

最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○武田委員長 それでは、以上で本日の委員会を閉会いたします。

午後0時59分閉会

署 名

環境農林水産常任委員会委員長 武 田 浩 一

